

# 野菜安全委員会運営規定

平成 19 年 7 月 10 日

協同組合 田布施地域交流館

## 野菜安全委員会運営規定

### 1、主 旨

この規定は、消費者の皆様に安全・安心な商品を提供するため、協同組合田布施地域交流館に出荷される各組合員の野菜育成のプロセスチェックを行い、生鮮野菜等の商品の安全確保を行うために定める。

### 2、安全委員会の構成

安全委員会のメンバーは、協同組合田布施地域交流館組合員より選抜し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 構成メンバーは、マネージャーが推薦し、8～10名とする。
- (2) 構成メンバーは、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 安全委員会には、マネージャー、副マネージャーを一員とする。

### 3、安全委員会の役割

- (1) 各組合員の圃場視察を行うと共に、ヒアリングを行い、野菜の育成に適正な農薬が使用されているか評価と指導を行う。
  - ・登録農薬の使用の可否
  - ・農薬使用時の使用農薬判断の可否
  - ・農薬の使用濃度・使用頻度等の遵守事項の可否
  - ・農薬散布時の飛散防止措置の可否
  - ・農薬散布後の機材洗浄の可否
- (2) 栽培履歴が記録されているかを評価と指導を行う。
- (3) 農薬の管理が適正に行われているか評価、指導を行う。
- (4) 各組合員の視察状況を評価し、理事会に提議を行う。

### 4、組合員の視察頻度

マネージャー又は副マネージャーの視察計画に従って召集し、各組合員の圃場視察とヒアリングを実施する。視察は原則として、月1～2回、行うものとする。

### 附則

(施行月日)

この規定は、平成19年7月10日より施行する。